

12
2019
No.243

新おだわら

議会活動報告紙

発行者：日本共産党小田原市議会議員団 住所：神奈川県小田原市荻窪300 小田原市役所内
電話番号：0465-33-1300(市役所) 内線/789 E-mail：jcpodawara@gmail.com Webサイト：http://jcpodawara.d.dooc.jp/

厚生文教常任委員会視察報告 横田英司

厚生文教常任委員会は、九州の三つの自治体を視察しました。

(一) 筑後市市立病院
経営改善のために独立行政法人化。

メリットは、病院独自の裁量で、経験のある職員を採用できるようになり、非正規職員、臨時医師を正規化して待遇改善できたこと。

一方、黒字化できた原因は、会計基準が変わったから。そして、現在、職員の正規化が経営を圧迫しはじめているとのこと。

(二) 熊本市熊本城

震災からの復興。

復興には20年かかるが、それまで何もできないわけではなく、日曜祝日は、工事現場の一部、復興事業を公開。沖縄・広島・長崎の平和ツアーのように、物見遊山にとどまらない観光の在り方だ

と思った。

(三) 八代市小中学校教育

① 小中一貫教育

機械的な統廃合ではなく、小中合同の運動会、定期的な小中の先生の合同会議、専科の先生の派遣など、学校と地域との連携。

一貫校として統廃合された山間部の一中・三小では、子供たちはスクールバス通学。分校の児童は、中学生になると寄宿舎住まい。

② 教育サポートセンター
不登校などの問題に対し

て、子供だけでなく、親、教員への相談を請け負うセンターを開設。

センター長は、「不登校児を施設で受け入れて良しとするのではなく、学校に、その子たちの居場所が作られることが大事」と強調。最大の悩みは、予算不足でサポートする所員が足りないこと。

視察を通して、福祉・教育の分野に経営の観点を持ち込んでも経営の改善にもならないし、矛盾が起きること。ここにこそ金をかけるべきだと再認識しました。



イメージ写真



熊本城



イメージ写真

代表質問の質問時間の削減はすべきではない

無党派議員の発言時間

徹底して守るべき

日本共産党小田原市議会議員団団長 田中利恵子

議会運営委員会において、「代表質問と予算特別委員会の総括質疑の内容が重複する」等の理由により、代表質問の時間を削り、その分総括質疑の時間を増やすという結論が導き出されました。

これについて日本共産党は、当初は①重複しても何ら問題は無い、②代表質問は市長の施政方針に関し、市政全般に関わる質問、十分な時間が必要、③現状のまま行うべき、と主張。代表質問と総括質疑の各会派の持ち時間をめぐり、各会派提案もされ議論が沸騰する中で、その後代表質問の持ち時間を議員一人一〇分とする委員長提案がさらに加わり議論がされましたが、日本共産党を除く他の会派全てが委員長提案を支持する

結果になりました。

日本共産党は、①近年他の会派は持ち時間より短かくなるに短い時間で質問が終わっているが、日本共産党と公明党の二会派は持ち時間ぎりぎりまで質問をしてきている、委員長提案は受け入れられない、②委員長提案だと無党派議員は総括質疑がないので、質問時間がたった一〇分となり、施政方針への対応が難しくなる。無党派議員の質問時間を徹底して守るべきだ、③議員定数が一減となった

日本共産党の無料法律相談

担当弁護士 岡村三穂

次回：1月14日(火) 午後1時より

予約制ですので相談される方は、
田中(35-5389) 横田(44-4511) 岩田(37-0624)
までお申し出ください。

訂正

本紙前号(二四二号)に誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

P.1 本文

誤「二〇一八年一月十五日」
正「二〇一九年一月十五日」

P.1 図表題

誤「各証書」
正「各証明書」

P.4 委員会報告

誤「一競争事業」
正「市競争事業」

今、議員の発言時間を削るのは現状から逆行している、④日本共産党の提案が、各会派の実績等加味した形になっていっているので理想的だと強調。さらに新人議員が現状の代表質問と総括質疑を経験してからも遅くない、結論を先延ばしするよう提案しました。しかし、最終的に採決となり、結果、委員長提案が通りました。これによって、日本共産党の代表質問は現状の五〇分から三〇分に削減、無党派議員の質問は二〇分から一〇分に削減となりました。採決には日本共産党のみ反対しました。議員の発言権を議員自らが減らすようなことになってしまい、非常に残念な結果となりましたが、これからも議員の発言を守るために議会の民主的な運営のために賛同する他の議員とともに頑張ります。



小田原市立小田原駅東口図書館及び おだぴよ子育て支援センターの 指定管理者指定に反対討論(抄)

政府によって、自治体の組織・業務の徹底した外部化つまりアウトソーシングや民営化、人員・経費の削減、業務の質や公共性、専門性、人材育成を軽視した制度運用が推し進められています。本市も例外ではありません。

その流れの一つである「公の施設」の指定管理者制度については、政府自身も問題ありと認め、二〇一一年当時の片山義博総務大臣が「今日までの自治体のこの制度の利用状況をみると、コストカットのツールとして使ってきたきらいがある」「本来、指定管理になじまないような施設にまで指定管理の波が押し寄せている」「自治体が内部で非正規化をどん

どん進め、官製ワーキングプアを大量に作ってしまった」と述べ、二度にわたって制度運用の再点検と是正を求める通知を出しています。

そして、指定管理者制度は施行されてから十五年になりますが、総務省により、今年三月に市区町村の指定管理者制度の導入状況が公表され、そこから問題が見えてきます。

指定管理者制度の導入団体の比率は、多い方から、「宿泊保養施設」の八七・八%、「休養施設」の七六・三%、「特別養護老人ホーム」の七四・二%、「産業情報提供施設」の七四・一%、「展示場施設・見本市施設」の

六三・六%です。少ない方からは、「海水浴場」の一三・二%、「公営住宅」の一三・八%、「図書館」の一八・四%、「大規模霊園・斎場等」の二二・〇%、「公民館・市民会館」の二二・二%、「児童クラブ、学童館等」の二二・七%です。

ここからは、公共性の高い社会福祉施設や社会教育施設の導入が低く、指定管理者制度には、なじまないということがあらわれているのではないのでしょうか。このことを踏まえて、今回の指定管理者制度導入は、なじむのでしょうか。

子育て支援センターについては、すでに運営・管理は業務委託しており、指定管理になっても基本的に変わらない。また、センター長会議を週に一度開催し、そこに市も参加しており、これも指定管理者制度導入後も引き続き行われるので、市の関わりがなくなることはないと、厚生常任委員会で説明を受けました。しかし、日常的に市が直接業務に携わることなく、週に一度の会議で専門的知

見、現場の空気が市に蓄積されるのでしょうか。それなくして、どうやって判断し、管理監督できるのでしょうか。特に、子育て支援センターという福祉、教育という最も公共性の高い分野です。指定管理者制度導入しても、現在と基本的に変わらないからではなく、現在の業務委託自身に問題ありと指摘せざるを得ません。

横田 英司



一般質問案内

二〇一九年十二月十九日(木)
一〇時〇〇分より



田中 利恵子

1. 台風第十九号による山王川の護岸の損壊等について
 - (一) 住民への対応と連携について
 - (二) 護岸の維持、管理等について

2. 人口減少下にどういう市政を目指すのかについて
 - (一) 市長のマニフェストについて
 - (二) これまでの本市の取組について
 - (三) 今後の本市の取組について
 - (四) 自治体戦略二〇四〇構想について

1. 台風被害の教訓を生かした防災対策について
 - (一) 異常気象の認識について
 - (二) 高潮被害について
 - (三) 森戸川の治水対策について
 - (四) 要配慮者の避難と避難所について



横田 英司

2. 市民ホールについて
 - (一) 市民ホール整備事業について
 - (二) 建設工事の進捗について
 - (三) 屋根材の検討状況について
 - (四) 舞台機構などについて
 - (五) 「市民ホールの主役は市民」について

3. 教員の長時間労働と変形労働時間制について
 - (一) 教員の長時間労働の実態について
 - (二) 長時間労働の解消について



岩田 泰明

1. 防災対策等について
 - (一) 台風第十九号による狩川の水位上昇による影響について
 - (二) 農地転用と水害対策、災害復旧支援について
 - (三) 避難所運営について
 - (四) 大規模災害発生時の職員体制について
 - (五) 市町村合併による防災力空洞化について

2. 支所・連絡所・窓口コーナー、生涯学習センター分館、図書館分館の廃止見直しについて
 - (一) 廃止に係る市民合意形成に関する問題点について
 - (二) 説明会に係る諸点について

- ① 「広報小田原」に関して
 - ㊦ 小田原市公共施設再編基本計画、小田原市立地適正化計画と支所等廃止について
 - (二) 二〇一九年一月から三月にかけての支所等と「新たな住民窓口サービス」の利用実態について
 - (三) 編入旧町村地域の振興、災害対応と支所等再設置について
 - (四) 旧町村地域の社会教育の振興と生涯学習センター分館、図書館分館の再設置について

3. 富水駅前の無料自転車駐車場廃止に係る諸課題について
 - (一) 無料自転車駐車場再設置について
 - (二) 営利企業設置自転車駐車場の通学利用者に対する料金助成について

